

確定申告の期限まで、残り2週間を切りました。この時期は、お客様から多くの書類をお預かりしますが、ここ数年、株や投資信託の書類が多くなってきているように感じられます。

そのような中、今年4月から「ジュニアNISA」と称した個人投資家向けの非課税制度が運用開始されます。制度の詳細は、各金融機関・証券会社等のホームページなどで確認することが出来ますが、今回は税務の面から注意すべき内容をご紹介します。

贈与税

「ジュニアNISA」の制度創設の狙いは、高齢者から若年層への資産移転と教育資金づくりなどを目的とした長期投資の促進が挙げられています。この「ジュニアNISA」は未成年者名義の口座開設となりますが、未成年者に代わって親権者が口座の管理を行い、資金は親もしくは祖父母等の親権者から提供を受け運用することが想定されます。

例えば、口座開設後、80万円（1年間の投資金額で運用益が非課税となる限度額）を親が子の口座へ投資したとします。ジュニアNISA口座への投資は単なる資金移動と捉われる方もいらっしゃるかもしれませんが、「**親が子へ80万円贈与した**」となります。

もちろん、現行制度ですと、基礎控除の範囲内（110万円以下）であるため、贈与税の申告義務は発生しません。

ここで注意すべき内容は、「**贈与税を申告するのが受贈者である**」ということです。

先の例のように、「親が子へ80万円贈与した」という事実の他に、「その子は、祖父から現金で50万円の贈与を受けた」という事実があった場合、受贈者である子は、[80万円+50万円=130万円]の贈与を受けたことになり基礎控除110万円を超えるため、贈与税の申告義務が発生します。

暦年贈与のポイント

前述の通り、贈与税は基礎控除の範囲内(110万円以下)であれば、申告義務は発生しません。

しかし、逆の見方をすると、このような贈与の方法をとると、**贈与を受けた金銭が贈与であったという証拠が残りません。**

贈与は、「**贈与する者が自分の財産を無償で相手方に与える意思を表示**」し、「**贈与を受ける者が受諾**」することにより成立する「**契約**」です。今回のジュニアNISAの場合、受贈者が未成年者となることから、親権者が合意の当事者となり、親権者が贈与について受諾することが必要となります。

このため、「贈与であったという証拠」を明らかにするために、贈与者と受贈者の間で、贈与契約書等の作成を行うことを改めておすすめいたします。

今回ご紹介した内容は、平成28年3月1日時点の情報を基に作成しております。

このため、今後、変更等が生じる可能性がありますので、ご了承ください。